

令和3年度

第8回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和3年11月22日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年11月22日(月) 午後1時30分～午後3時00分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 13 人

2番 合田 政光

3番 小西 修

4番 荻田 昇吾

5番 黒田 直文

6番 富田 敏弘

8番 豊田 敏計

10番 中村 能身

11番 石川 素康

13番 岡下 定幹

14番 小出 章寛

16番 山内 春雄

18番 合田 朝子

19番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について <農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>

議案第4号 非農地証明願いについて <農業委員会許可>

議案第5号 土地改良事業における非農用地区域の設定(協議)について

議案第6号 観音寺市農地利用集積計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長

森川 省三

事務局次長(農政管理係長)

藤村 佳広

事務局主任(農地係長)

石井 盟人

事務局主事

藤川 博史

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和3年度観音寺市農業委員会第8回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である13人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

また本日は森川会長が所用につき欠席されるため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき今井副会長に議事進行をしていただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

議長(副会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、5番黒田委員、並びに13番岡下委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和3年11月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は8件です。議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、高齢のため農地の管理に苦慮しており、近隣で営農している譲受人の父と使用貸借をし、今後も農地を利用する予定がなかったため、譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

2番の土地は、2筆で一体の農地として利用されていましたが、所有者が異なっていました。今回、所有者をそろえるため、広い筆を持っていた所有者が申請地を購入するものです。

3番の譲渡人は、県外在住であり農地の管理に苦慮していたところ、譲受人が申請地付近で工房を営み、申請地を借り受け耕作しており、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は三豊市でも耕作を行っており、本件で規模拡大を図るものです。

4番の譲渡人は、高齢となり農地の管理に苦慮していたところ、近隣農地を耕作している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

5番の譲渡人は高齢のため管理に苦慮していたところ、譲受人が貸借により柑橘栽培を行ってまいりました。貸借中に譲渡人に代わり譲受人が農地の石垣の修繕を行っており、今後譲渡人は管理ができないことから無償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

6番の申請地は残存小作地であり、譲渡人は、県外在住で、管理できないため、小作人である譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

7番の譲渡人は、県外在住で、農地の管理に苦慮していたところ、近隣農地を所有している譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は、認定農業者であり、本件で経営規模の拡大を図るものです。

8番の譲渡人は、県外在住で、農地の管理に苦慮しており、譲受人に農地を貸借していました。譲渡人は今後も本市に帰り農業を営む予定がないため、譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は、本件で経営規模の拡大を図るものです。

以上の申請につきましては、全部効率利用(利用・耕作)要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地

域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（副会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、森川会長 が欠席のため私から説明します。

問題ないと聞いております。

2番について、富田 敏弘委員 補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 3番について、私から 補足説明をします。

問題ないと聞いております。

議長（副会長） 4番について、中村 能身委員 補足説明をお願いします。

中村委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 5番について、小出 章寛委員 補足説明をお願いします。

小出委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 6, 7番について、山内 春雄委員 補足説明をお願いします。

山内委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 8番について、川下 肇委員 が欠席のため、私から説明します。

問題ないと聞いております。

議長（副会長） 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） 全員異議がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和3年11月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

議案書6ページ及び位置図をご覧ください。

1番の転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、柞田町字大畑乙338番2で柞田小学校から西へ約420mに位置し、市道大畑山田線に併せ地が接する都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地58㎡です。併せ地は474.42㎡、合計で532.42㎡です。

利用計画ですが、居宅2階建1棟、納屋物置平屋建2棟、合計274.63㎡で土地利用率は51.58%です。

転用に及んだ理由ですが、昭和44年頃に申請者の父が現在の建物を建築しましたが、その時から一部が無断転用の状態となっておりました。申請者は相続により取得しましたが無断転用の認識はありませんでした。今般、農地の売買を考え、自身の所有地を調べたところ無断転用であることを知り、手続きができていなかったことを反省し始末書を付しての転用申請です。

2番の転用目的は分家住宅です。

申請場所は、柞田町字大間乙 3273 番 1 で柞田小学校から西約 750mに位置し、市道大間大畑線に接する都市計画法の非線引き地域に該当する第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 270 m²です。併せ地は 102. 51 m²、合計で 372. 51 m²です。利用計画ですが、居宅平屋建 147. 4 m²で土地利用率は 32. 13%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は仕事の関係で県外の社宅に住んでおりますが、親元の近くで居宅を構えたいと考えておりました。そこで自身の所有地の中で今回の申請地を選定したものです。土地改良区や地元水利の同意があることから問題ないものと考えます。

3 番の転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、柞田町字大間乙 3379 番 4 で柞田小学校から南西約 730mに位置し、市道十三塚油井線に接する都市計画法の非線引き地域に該当する第 2 種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目が宅地 228 m²です。併せ地は 1035. 17 m²、合計で 1263. 17 m²です。

利用計画ですが、居宅 2 階建 1 棟、物置平屋建 2 棟、居宅平屋建 2 棟、車庫平屋建 2 棟、合計 402. 58 m²で土地利用率は 31. 87%です。

転用に及んだ理由ですが、申請地及び併せ地は両親から受け継いだ土地で、現在、自身の居宅と子の居宅の 2 世帯が居住しておりますが、敷地のうち 1 筆の転用手続きができておりませんでした。今般、無断転用であることが分かったため、始末書を付しての転用申請です。

議案第 2 号については以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

議長（副会長） 事務局の説明が終わりました。

担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1 番から 3 番までについて、富田 敏弘委員 補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 地区委員さんより補足説明がりましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） 特にないようですので、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第 3 号について説明させていただきますので、議案書の 7 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和 3 年 11 月 22 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 10 件です。

議案書 8 ページと位置図をご覧ください。

1 番の転用目的はレジャー施設で、有償の所有権移転しようとするものです。

申請場所は、坂本町字五丁目甲 1433 番 1 外 2 筆で JR 観音寺駅から南東約 660mに位置し、市道坂本 6 号線に接する都市計画法の第一種住居地域に該当する第 3 種農地であり、転用面積は地目が田 2778 m²です。併せ地は宅地 123. 26 m²、合計で 2901. 26 m²です。

利用計画ですが、休憩室・駐輪場平屋建 1 棟 205. 83 m²です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は個人事業主でバイクや自転車の 2 輪の販売等を行っております。これまで、自転車は中学生の通学用の売り上げが大きかったですが、今後の子供の数が減っていくことを考え、本件の自転車練習場の設置を計画したものです。

この自転車練習場の対象は小学生くらいの子供で、練習場にはコースを設営予定です。そこで、自転車のほかにキックバイクを用意し、自転車の乗る練習や競争して遊んでもらうことを想定しております。そこで遊

んだ子供たちを顧客として取り込み、自転車を購入してもらうこと、また、その後も2輪の最寄店として認知してもらうことを企図したものです。申請地は都市計画法の用途の定められた地域で周辺は宅地化が進んでおり、地元土地改良区や水利関係者の同意を得ていることから許可相当と判断するものです。

2番の転用目的は一般住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、高屋町字大西388番7で高室小学校から南東約750mに位置し、市道岡下道線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田396㎡です。

利用計画ですが、居宅2階建1棟87.99㎡で土地利用率は22.21%です。

転用に及んだ理由ですが、息子が帰ってきて同居することとなりましたが、現在の家では手狭で、また、駐車スペースが足りないことから屋敷替えを考え居宅の新築を計画したものです。現在の居宅は貸住宅として利用を計画しております。地元土地改良区や水利関係者の同意を得ていることから問題ないものと考えます。

3番の転用目的は資材置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、植田町字上716番3外1筆で常磐小学校から南東約750mに位置し、市道上3号線に接する都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地235㎡です。併せ地は宅地1573.03㎡、合計で1808.03㎡です。

転用に及んだ理由ですが、平成20年頃に申請地を造成し資材置場として利用し始めましたが、転用手続きができておりませんでした。農地法の知識が不足していたことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

4番の申転用目的は一般住宅で、親子間で使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、柞田町字岡ノ殿丙2154番8で柞田小学校から南約870mに位置し、市道山王1号線に42条1項3号道路を200m程入った都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は地目が田295㎡です。

利用計画ですが、居宅2階建1棟108.47㎡で土地利用率は36.76%です。

転用に及んだ理由ですが、現在借家住まいをしています、今後家族が増える時のことを考え、実家に近い申請地を永住したく思い本計画を策定したものです。

5番の転用目的は一般住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、木之郷町字前田764番1で香川西部養護学校から南東約1250mに位置し、市道前川線に接する都市計画外の第2種農地であり、転用面積は地目が田499㎡です。

利用計画ですが、居宅2階建1棟、カーポート1棟111.45㎡で土地利用率は22.33%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は動物病院を運営する法人の社長で、隣接し自宅がありますが、病院の規模拡大を考え、現在の居宅を取り壊して病院設備の増築を計画し代替となる新築用地を探していたところ、有償の所有権移転をすることで譲渡し人と話が纏まったものです。

6番の申請者は動物病院の経営を営む法人です。転用目的は駐車場とドッグラン用地で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、木之郷町字前田764番3で香川西部養護学校から南東約1250mに位置し、市道前川線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田965㎡です。併せ地は宅地973.68㎡、合計で1938.68㎡です。

利用計画ですが、併用地に既存建物平屋建3棟322㎡があります。

転用に及んだ理由ですが、申請者は併せ地にて動物病院を運営しております。現在は、申請地に隣接する併せ地部分に駐車場を設けておりますが、繁忙時には駐車スペースが足りない状況です。また、従業員駐車場を別途貸借していることから、申請地を取得し従業員及び患者の駐車場とドッグランスペースを整備しようとするものです。提出された事業計画から駐車場の規模は妥当であり、問題ないものと思われま

7番の転用目的は一般住宅の閣僚で、無償の所有権移転しようとするものです。

申請場所は、粟井町字上野1964番1で粟井小学校から東約410mに位置し、市道信末藤之谷線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地211㎡です。併せ地は宅地377㎡、合計で588㎡です。

利用計画ですが、居宅2階建1棟、物置平屋建1棟210.73㎡で土地利用率は35.83%です。

転用に及んだ理由ですが、昭和44年頃に親戚である譲渡人の祖父より申請地を譲り受けましたが、転用と登記の手続きができておりませんでした。農地法の知識が不足していたことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

8番の転用目的は一般住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字八兵屋敷866番4で大野原小学校から南約1200mに位置し、市道八兵杉林線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田192㎡です。併せ地は宅地115.7㎡、合計で307.7㎡です。

利用計画ですが、居宅2階建1棟75.36㎡で土地利用率は24.49%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者の息子が借家暮らしをしておりますが、息子世帯の人数が増えたことで手狭となっていたため実家近くに永住させたく考え、居宅の新築の援助を考え、譲渡人と話が纏まったものです。

9番の申請者は土木建築業を営む法人です。転用目的は駐車場・資材置場で、賃借権設定し一時転用をするものです。

申請場所は、豊浜町和田字直場甲399番で豊浜小学校から南約300mに位置し、県道丸井萩原豊浜線に接する都市計画区域外の第1種農地であり、転用面積は地目が田52㎡です。

転用に及んだ理由ですが、本件は高松自動車道の橋脚工事のため、作業場と資材置場が必要となり一時転用手続きを行うものです。申請地は昭和62年から63年に横断道関連ほ場整備事業において整備された第1種農地ですが、令和4年10月31日までの一時転用で、期限後は原状復帰して返却される予定であり、申請範囲も必要最小限にとどまっているものと思われれます。また、地元土地改良区や水利関係者の同意を得ていることから許可相当と判断するものです。

10番の申請者は自動車販売業を営む法人です。

転用目的は車両置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町箕浦字東道下甲2382番9で豊浜小学校から南西約1400mに位置し、市道本町堀切線に併せ地が接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が畑196㎡です。併せ地は宅地374.49㎡、合計で570.49㎡です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は四国中央市を中心に中古車販売業を行っておりますが、香川県で買い取った中古車の一時置場を探していたところ、周辺が宅地に囲まれ売却意向であった譲渡人との間で話が纏まったものです。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（副会長） 事務局の説明が終わりました。担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、合田 政光委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 2番について、森川会長 が欠席のため私より説明します。

問題ないと聞いております。

3番について、小西 修委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 4番について、富田 敏弘委員 補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 5番6番について、黒田 直文委員 補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 7番について、齋藤 照久委員 が欠席のため、私から説明します。

問題ないと聞いております。

8番について、中村 能身委員 補足説明をお願いします。

中村委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 9番について、山内 春雄委員 補足説明をお願いします。

山内委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 10番について、川下 肇委員 が欠席のため、私から説明します。

問題ないと聞いております。

地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） 全員異議がないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。

それでは議案第4号について説明させていただきますので、議案書の18ページをご覧ください。

議案第4号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和3年11月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。

1番の申請地は、柞田町字中新田乙1861-2で、柞田小学校から西に約1,000mに位置し、登記地目は田、現況地目は宅地、面積が66㎡です。

申請地は、以前から農業用倉庫への進入路として利用しておりました。これは、非農地の認定基準である「農地法施行規則第29条第1号に該当する、耕作の事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

議案第5号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（副会長） 事務局の説明が終わりました。

担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、富田 敏弘委員 補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） 特にないようですので、議案第4号「非農地証明願いについて」承認することに決定させていただきます。

引き続きまして、議案第5号「土地改良事業における非農用地区域の設定（協議）について」議題といたしますが、黒田委員の関係案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたりますので、退席を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは議案第5号について説明させていただきますので、議案書の13ページをご覧ください。

土地改良事業における非農用地区域の設定（協議）について、令和3年11月5日付で、観音寺市柞田土地改良区理事長から農地耕作条件改善事業の計画において、別紙のとおり非農用地区域を設定するもので、昭和49年7月12日付49構改B第1241号農林省構造改善局長通知「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について」の記の第2の1（1）のアに定めるところにより、協議するものである。

令和3年11月22日農業委員会会長よりの提出です。

14 ページ以降をご覧ください。

太枠線部分は令和元年度から令和3年度の工期予定で柞田町の寺井地区で5.1haのほ場整備に着手しております。今回審議いただきたいのは、斜線の部分の非農用地を設定しようとする土地となり、令和元年農業委員会第11回定例会で協議していただき、非農用地区域の設定に支障はないと判断いただきました。今回、測量を行った結果、議案書のとおり地積等に変更ありましたので、改めて協議するものです。

改めて説明しますと、非農用地を設定しようとする土地は地積296㎡に農業用倉庫を建設する計画です。当該地は、縁辺部で宅地に接しており、また、事業者も1ha以上の経営面積を有していることから、転用面積の制限が緩和されるものです。転用審査基準上も要件を満たしていることから、転用許可の見込みもあるため、再度ご審議いただき特段問題がなければ、その旨を回答するものです。

議案第5号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（副会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） 特にないようですので、議案第5号「土地改良事業における非農用地区域の設定（協議）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

それでは、黒田委員の入室を認めます。

続きまして、議案第6号「観音寺市農地利用集積計画（案）について」議題といたします
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼します。

議案の説明に入ります前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の40ページ下側、44番の貸借については、取り下げされましたので、削除をお願いします。

それに伴い、合計面積が変わりますので、18ページをお開きください。

18ページの表の豊浜地区の田の3～6年未満のところ、3,570㎡を1,466㎡に、そのすぐ下側、39,096㎡を36,992㎡に、豊浜地区の行、右端合計欄、10,181㎡を8,077㎡に、そのすぐ下、78,216㎡を76,112㎡に訂正をお願いします。

以上になります。お手数をおかけして申し訳ございませんでした。

それでは、議案第6号について説明させていただきますので、議案書の17ページをお開きください。

議案第6号観音寺市農用地利用集積計画（案）について
別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和3年11月22日 農業委員会 会長からの提出です。

次の18ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和3年11月30日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積を報告させていただきます。

観音寺地区	㎡
高室地区	㎡
常磐地区	9 7 1 ㎡
柞田地区	4, 5 7 6 ㎡
木之郷地区	6, 8 6 8 ㎡
豊田地区	8, 7 2 1 ㎡
栗井地区	1 0, 2 9 6 ㎡
一ノ谷地区	8, 8 4 4 ㎡
大野原地区	2 7, 7 5 9 ㎡

豊浜地区 8, 077 m²

田78筆、畑1筆、合計面積76,112 m²となっております。

今月は43件の申出があり、貸借の詳細については、19ページから40ページに掲載されております。

その中で、27ページの17番、受人の経営農地が掲載されておりましたが、元々父親が農機具屋を行ってありまして、このたびその息子さんが農業法人を立ち上げ新たに農地を貸借するとのことです。

また、この受人は、24日に開催される、担い手育成協議会において認定農業者として登録される予定です。

ほかは、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

つづきまして、議案書の42ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和3年11月30日公告(案)ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区 m²

高室地区 m²

常磐地区 1, 716 m²

柞田地区 m²

木之郷地区 1, 077 m²

豊田地区 16, 357 m²

栗井地区 17, 120 m²

一ノ谷地区 704 m²

大野原地区 14, 351 m²

豊浜地区 25, 980 m²

田88筆、畑5筆、合計面積77,305 m²です。

今月は、32件、貸借が14件、使用貸借が18件となっております。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、43ページから60ページに記載しております。

これは、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による貸借で、令和3年12月1日付で設定される貸借となります。

内容については、全て農地機構を通じての貸借であり、特に気になる案件はありませんでした。

議案第6号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしくお願ひします。

議長(副会長) 事務局の説明が終わりましたので、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(副会長) 特にないようですので、議案第6号「観音寺市農地利用集積計画(案)について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長(副会長) 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

令和3年度第8回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時00分 閉会>